

誓 約 書

認定申請者及びその役員は、次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- (1) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 29 条第 1 項第 1 号から第 5 号のいずれかに該当するもの。
- (2) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 49 条第 1 号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱第 11 条第 1 項の規定により認定を取り消され、その処分があった日から 2 年を経過しないもの。

年 月 日

申 請 者

茨城県知事

殿